

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書（案）

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、ごみ処理、水質検査等の環境対策といったゴルフ場が立地する上で生じる行政需要への対応に必要な財源をゴルフ場利用者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付され、様々な行政サービスに使用されている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、公共施設等の老朽化への対応、子育て支援、教育環境の充実などにおいて果たす役割は年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることは言うまでもない。

本市では、ゴルフ場を維持管理していくためのハード面での支援に加え、市民ゴルフ教室の開催や国内有名トーナメント開催時のボランティア協力やふるさと納税返礼品などゴルフ振興を通じて地域の特色を活かしたまちづくりを行っているところである。こうした行政サービスやゴルフ振興策は、受益者に対してさらなるサービスの充実や工夫も必要であるとともに、ゴルフがオリンピックの正式種目か否かに関係なく実施しているものであり、ゴルフ場利用税はそのための貴重な財源であり、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは地方創生に逆行する動きである。


よって、国におかれては、ゴルフ場利用税が市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただくとともに、現行制度を堅持するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

飯 能 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣



あて

提案理由

本意見書を国会等に提出するため提案するものである。